平成２６年（フ）第１５１号
千葉県東金市家徳762番地10
債務者　小川　　洋
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第９号
岐阜県多治見市三笠町２―18　レオパレス多治見202、住民票上の住所岐阜県多治見市住吉町２丁目43番地の６　住吉マンション603
債務者　相馬　偉晃
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第７号
静岡県熱海市泉241番地の12　フェアモンドビュー伊豆104
債務者　牛山　義宏
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
三重県松阪市下村町814番地７
債務者　徳田　典和
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２７号
京都府船井郡京丹波町下山茨堂50番地37、前住所福井県小浜市尾崎第37号９番地
債務者　井本　勝也
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第４号
京都府宮津市字万町573番地の４、前住所京都府宮津市字惣397番地　みやづ城東タウンＡ棟105号
債務者　廣田　真希
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１号
高知県安芸郡安田町大字唐浜2738番地９
債務者　山川　真彦
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第３７４号
沖縄県中頭郡西原町字棚原776―３　貴マンション303、住民票上の住所沖縄県沖縄市大里２丁目30番16号　タイホービル203
債務者　比嘉　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３８８号
沖縄県豊見城市字渡嘉敷139番地13
債務者　砂川　悦子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１３号
北海道室蘭市八丁平３丁目39番１号、前住所北海道室蘭市八丁平３丁目23番２号
債務者　乗木　　明
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
岩手県宮古市八木沢１丁目６番14号
債務者　嶋香　由美
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２５４号
埼玉県入間市大字下藤沢755番地15、破産手続開始申立時の住所静岡県富士市水戸島１丁目６番37―706号　エンゼルハイム富士弐番館
債務者　望月　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２５５号
埼玉県入間市大字下藤沢755番地15、破産手続開始申立時の住所静岡県富士市水戸島１丁目６番37―706号　エンゼルハイム富士弐番館
債務者　望月　泰江
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１号
静岡県富士市富士町15番12号　ルミナ３Ａ号
債務者　中島　　武
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１２号
静岡県富士市岩本1854番地の14、前住所静岡県富士宮市小泉2086番地の９
債務者　田中　清美
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２２号
静岡県富士市鈴川西町３番８―302号プライムステージ鈴川
債務者　脇園　典生
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６号
島根県出雲市灘分町1051番地１
債務者　髙見　良夫
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
松江地方裁判所出雲支部